

ご存知ですか？成年後見制度 無料相談会のご案内

最近「福祉を必要としている人や制度が良く解らないで、制度を利用することが出来ずにいる人達の人権や権利をどのように守って行ったら良いのか・・・」と云うことが、あちこちで聞かれます。

例えば、障がいをお持ちのお子さんの親御さんが亡くなった後の「親亡き後の問題」などがあります。

そこで一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターでは、福祉制度の内容を踏まえ、この成年後見制度の内容・制度利用に至る過程を分かり易く、また関連する福祉制度の利用についてご理解頂けるよう、個別相談会を開催します。

「成年後見制度」って何？

「成年後見制度」とは、認知症や、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方の日常生活での様々な契約や預貯金の管理などを、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、法律的に支援する制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と、任意後見制度の2種類があります。

- ◆ 開催日 平成 29 年 5 月 17 日 (水)
- ◆ 会場 犬山市福祉会館 4F 401会議室
犬山市大字犬山字北古券2 ☎ 0568-61-4611
- ◆ 時間 午後 1:00 ~ 3:00
- ◆ 内容 「成年後見制度利用支援」
制度利用等について、お困りの方の個別相談に応じます
- ◆ 相談員 一般社団法人 コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部会員
- ◆ 申込み 当日会場にお越し頂ければ結構ですが、優先的に相談を受けられたい方は、氏名と連絡先を5月15日(月)までに、下記連絡先へ電話か FAX にてコスモスあいち事務局宛て明記の上、お申込み下さい。
相談料無料(秘密は厳守します)
※ 但し、対応相談員の都合上、先着10名様までとさせていただきます。

【主催及びお問い合わせ先】

- 一般社団法人 コスモス成年後見サポートセンター 愛知県支部 (愛称: コスモスあいち)
〒461-0004 名古屋市東区葵一丁目 15 番地 30 号
愛知県行政書士会館内 コスモスあいち事務局 ☎ 052-908-3022
相談会連絡先 ☎ 052-908-3022 FAX 052-932-3647